

第 8 編 下水道編

第 1 章 開削工

第1節 適用

本章は、管きょ工（開削）として管路土工、管布設工、管基礎工、水路築造工、管路土留工、埋設物防護工、管路路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

- 日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説（平成21年）
- 日本下水道協会小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説（平成16年）
- 日本下水道協会下水道工事施工管理指針と解説（平成元年）
- 日本下水道協会下水道施設の耐震対策指針と解説（平成18年）
- 日本下水道協会下水道排水設備指針と解説（平成16年）

第3節 材料

受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 鉄筋コンクリート管 | JSWASA-1(下水道用鉄筋コンクリート管) |
| | JSWASA-5(下水道用鉄筋コンクリート卵形管) |
| | JSWASA-9(下水道用台付鉄筋コンクリート管) |
| (2) 陶管 | JSWASR-2(下水道用陶管) |
| | JSWASR-1(下水道用陶製卵形管) |
| (3) 硬質塩化ビニル管 | JSWASK-1(下水道用硬質塩化ビニル管) |
| | JSWASK-3(下水道用硬質塩化ビニル卵形管) |
| | JSWASK-13(下水道用リップ付硬質塩化ビニル管) |
| (4) 強化プラスチック複合管 | JSWASK-2(下水道用強化プラスチック複合管) |
| (5) レジンコンクリート管 | JSWASK-11(下水道用レジンコンクリート管) |
| (6) ポリエチレン管 | JSWASK-14(下水道用ポリエチレン管) |
| | JSWASK-15(下水道用リップ付ポリエチレン管) |
| (7) 鋼管 | JISG3443(水輸送用塗覆装鋼管) |
| | JISG3451(水輸送用塗覆装鋼管の異形管) |
| | JISG3452(配管用炭素鋼鋼管) |
| (8) 鋳鉄管 | JSWASG-1(下水道用ダクタイル鋳鉄管) |
| | JISG5526(ダクタイル鋳鉄管) |
| | JISG5527(ダクタイル鋳鉄異形管) |

第4節 管路土工

1-4-1 施工計画

1. 受注者は、管きょ工（開削）の施工にあたって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況（地下水位、井戸）、沿線家屋及び地下埋設物等その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、掘削にあたって事前に設計図の地盤高を水準測量により調査し、試掘調査の結果に基づいて路線の中心線、マンホールの位置、埋設深、勾配等を**確認**しなければならない。更に詳細な埋設物の調査が必要な場合は、監督員と**協議**の上試験掘を行わなければならない。
3. 受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、**設計図書**に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。
4. 受注者は、掘削する区域及び延長については、交通対策等を考慮して決めなければならない。

1-4-2 管路掘削

1. 受注者は、管路掘削の施工にあたり、特に指定のない限り地質の硬軟、地形及び現地の状況により安全な工法をもって**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。
2. 受注者は、床堀仕上がり面の掘削においては、地山を乱さないよう、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、床堀箇所湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。
4. 受注者は、構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり、周辺地盤のゆるみ、沈下等の防止に注意して施工し、必要に応じ、当該施設の管理者と**協議**のうえ防護措置を行わなければならない。

1-4-3 管路埋戻

1. 受注者は、埋戻し材料について、良質な土砂又は**設計図書**で指定されたもので監督員の**承諾**を得たものを使用しなければならない。
2. 受注者は、埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
3. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。
4. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、**設計図書**に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンバ等により十分締固めなければならない。
5. 受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上がり厚は、30cm以下を基本として埋め戻さなければならない。
6. 受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水がある場合には、施工前に排水しなければならない。
7. 受注者は、埋戻しの施工にあたり、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。
8. 受注者は、掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との**協議**に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。
9. 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

1-4-4 発生土処理

受注者は、発生土処理においては、第1編2-3-7 残土処理工及び2-3-8 建設発生土受入れ地及び検測の

規定によるものとし、関係法令等に従い処分しなければならない。なお、発生土については、極力、再利用または再生利用を図るものとする。

第5節 管布設工

1-5-1 保管取扱

1. 受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。
2. 受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは、シート等の覆いをかけ、管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。
3. 受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止するための措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。
4. 受注者は、管等の取り扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取り扱い、放り投げるようなことをしてはならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。
5. 受注者は、管の吊りおろし及び据え付けについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

1-5-2 管布設

受注者は、管の布設にあたって、所定の基礎を施した後に、上流の方向に受口を向け、他方の管端を既設管に密着させ、中心線、勾配及び管底高を保ち、かつ漏水・不陸・偏心等が生じないよう施工しなければならない。

1-5-3 鉄筋コンクリート管

受注者は、鉄筋コンクリート管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 管接合前、受口内面をよく清掃し、すべり材を塗布し、容易に差し込みうるようにした上、差し口は事前に清掃し、所定の位置にゴム輪をはめ、差し込み深さが**確認**できるような印をつけておかなければならない。
- (2) 使用前に管の接合に用いるゴム輪の傷の有無、老化の状態及び寸法の適否について検査しなければならない。なお、検査済みのゴム輪の保管は、暗所に保存し屋外に野積みしてはならない。

1-5-4 硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管

受注者は、硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管の敷設にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) ゴム輪接合においてゴム輪が正確に溝に収まっているかを確認し、ゴム輪がねじれていたりはみ出している場合は、性格に再装着しなければならない。
- (2) ゴム接合において接合部に付着している泥土、水分、油分は、乾いた布で清掃しなければならない。
- (3) ゴム輪接合用滑剤をゴム表面及び差口管に均一に塗り、管軸に塗り、管軸に合わせて差口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ、はみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。
- (4) 滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。
- (5) 接着接合においては、差管の外面及び継手の内面の油、ほこり等を乾いた布で拭きとり、差込み深さの印を直管の外面に付けなければならない。
- (6) 接着接合において、接着剤を受口内面及び差口外面の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らな

第8編 下水道編

ればならない。また、塗布後水や泥がつかないように十分注意しなければならない。

- (7) 接着剤塗布後は、素早く差口を受口に挿入し、所定の位置まで差込み、そのまま暫く保持する。なお、呼び径200以上は原則として挿入機を使用しなければならない。かけや等による叩込みはしてはならない。
- (8) 接着直後は、接着部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。
- (9) 圧送管として使用する場合には、配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また水圧試験時に継手より漏水した場合は、新たに配管をやり直し再度試験を行わなければならない。

1-5-5 陶管

受注者は、陶管の布設にあたり、圧縮ジョイント付の管を使用する場合、管底を正確に保つため表示ラベルを上にして並べ、圧縮ジョイントに付着した土砂等を完全に拭き取り、滑材を塗布し挿入機等にて所定の深さまで引き込み完全に水密になるようにしなければならない。

1-5-6 既成く形きよ

既成く形きよの施工については、第7編1-9-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

1-5-7 鋳鉄管

受注者は、鋳鉄管の布設にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 配管作業（継手接合を含む）に従事する技能者は豊富な実務経験と知識を有し熟練した者でなければならない。
- (2) 管の運搬及び吊りおろしは特に慎重に行い管に衝撃を与えてはならない。また、管の据え付けにあたっては、管内外の泥土や油等を取り除き製造所マークを上にし、管体に無理な外力が加わらないように施工しなければならない。
- (3) メカニカル継手の継手ボルト締め付けは必ずトルクレンチにより所定のトルクまで締め付けなければならない。また、曲管については、離脱防止継手もしくは管防護を施さなければならない。
- (4) 配管完了後、所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。また、水圧試験時に継手より漏水した場合は、全部取り外し十分清掃してから接合をやり直し再度試験を行わなければならない。

1-5-8 切断・せん孔

受注者は、管の切断及びせん孔にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート管、陶管及びダクタイル鋳鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。
- (2) 硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断・せん孔する場合、寸法出しを正確に行い、管軸に直角に標線を記入して標線に沿って、切断・せん孔面の食い違いを生じないように切断しなければならない。

なお、切断・せん孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は、グラインダー・やすり等を用いて規定（ 15° ～ 30° ）の面取りをしなければならない。

1-5-9 埋設物表示テープ

1. 受注者は、終末処理場及びポンプ場の用地外における管敷設等の施工に際して、布設管の外面に昭和46年7月26日岐阜県土木部制定の「道路の占用許可の基準・地下埋設物表示要領」に定めた識別表示をしなければならない。

2. 受注者は、敷設管の所在を明らかにするため、監督員と**協議**し予備表示を行わなければならない。

1-5-10 マンホール削孔接続

受注者は、マンホールとの接合にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) マンホールに接続する管の端面を内壁に一致させなければならない。
- (2) 既設部分への接続に対しては必ず、既設管底及びマンホール高さを測量し、設計指示高さとの照査をし監督員に**報告**しなければならない。
- (3) 接続部分の止水については、特に入念な施工をしなければならない。
- (4) 受注者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。

第6節 管基礎工

1-6-1 砂基礎

受注者は、砂基礎を行う場合、**設計図書**に示す基礎用砂を所定の厚さまで十分締固めた後管布設を行い、さらに砂を敷き均し締固めを行わなければならない。

なお、この時砂は管の損傷、移動等が生じないように投入し、管の周辺には空隙が生じないように締固めなければならない。

1-6-2 碎石基礎

受注者は、碎石基礎を行う場合、あらかじめ整地した基礎面に碎石を所定の厚さに均等に敷き均し、十分に突固め所定の寸法に仕上げなければならない。

1-6-3 コンクリート基礎

受注者は、コンクリート基礎を行う場合、所定の厚さの碎石基礎を施した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し、十分締固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

1-6-4 まくら土台基礎

受注者は、まくら土台基礎及びコンクリート土台基礎を行う場合、まくら木は、皮をはいだ生松丸太のたいこ落とし及びコンクリート製のまくら木を使用しなければならない。施工にあたっては、まくら木による集中荷重発生を防止するため、基礎面及び管の下側は十分に締固めなければならない。

1-6-5 はしご胴木基礎

受注者は、はしご胴木基礎を行う場合、材料は皮をはいだ生松丸太のたいこ落としを使用しなければならない。胴木は端部に切欠きを設け、所定のボルトで接合して連結しなければならない。また、はしご胴木を布設した後、まくら木の天端まで碎石を充填し、十分に締固めなければならない。

第7節 水路築造工

1-7-1 既成く形きよ

既成く形きよの施工については、第7編1-9-7 プレキャストカルバート工の規定によるものとする。

1-7-2 現場打水路

現場打水路の施工については、第7編1-10-7 場所打水路工の規定によるものとする。

第8節 管路土留工

1-8-1 施工計画

1. 受注者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
2. 受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周辺の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、方法及び作業時間を定めなければならない。
3. 受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を**確認**しなければならない。
4. 受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
5. 受注者は、工事進捗にともなう腹起し・切梁の取り外し時期については、**施工計画書**において十分検討し施工しなければならない。
6. 受注者は、工事を安全に行えるように作業中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

1-8-2 木矢板、軽量鋼矢板土留

受注者は、建て込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 矢板は、余掘をしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させねばならない。
- (2) バックホウの打撃による建込み作業を行ってはならない。
- (3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。
- (4) 建込法線が不揃いとなった場合は、一旦引き抜いて再度建て込むものとする。
- (5) 矢板を引き抜くときは、埋め戻しが完了した高さだけ引き抜くこと。
- (6) 矢板の引抜跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

1-8-3 建て込み簡易土留

受注者は、建て込み簡易土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 建て込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。
- (2) 土留背面に間隙が生じないよう切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、建て込みを行わなければならない。
- (3) 建て込み簡易土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。
- (4) バックホウの打撃による建込み作業を行ってはならない。

1-8-4 鋼矢板土留

鋼矢板土留の施工については、第3編1-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。

1-8-5 親杭横矢板土留

親杭横矢板土留の施工については、第3編1-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。

1-8-6 支保工

受注者は、土留支保工の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。

- (1) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
- (2) 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中にゆるみが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- (3) 土留支保工の取付けにあたっては、各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。
- (4) 土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行い、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。

第9節 埋設物防護工

1. 受注者は、工事範囲に存在する埋設物については、**設計図書**、地下埋調整事項、各種埋設物管理図ならびに試験掘りによってその全容を把握しなければならない。
2. 受注者は、**確認**した埋設物は、その平面、断面を記載しておき、作業関係者に周知徹底をはかり、作業中の埋設物事故を防止しなければならない。
3. 受注者は、工事に関係する埋設物をあらかじめ指定された防護方法に基づいて慎重かつ安全に防護しなければならない。
なお、防護方法の一部が管理者施工となることがあるが、この場合には、各自の施工分担に従って相互に協調しながら防護工事をしなければならない。
4. 受注者は、埋設物に対する工事施工各段階における保安上必要な措置、防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先等工事中における埋設物に関する一切のことを十分把握しておかなければならない。
5. 受注者は、工事施工中、埋設物を安全に維持管理し、また工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するため常に埋設物の保安管理をしなければならない。

第10節 管路路面覆工

管路路面覆工の施工については下記による他、第3編1-10-4 路面覆工の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、覆工板の受桁は埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
- (2) 受注者は、覆工板及び受桁等は、原則として鋼製の材料を使用し、乗載荷重、支点の状態、その他の設計条件により構造、形状、寸法を定め、使用期間中十分に安全なものを使用しなければならない。

第11節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第12節 開削水替工

開削水替工の施工については下記による他、第3編1-10-7 水替工の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、工事区域に湧水、滞水等がある場合は、現場に適した設備、方法により排水しなければならない。
- (2) 受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有するポンプ等を使用するとともに、不足の出水に対して、予備機の準備等対処できるようにしておかなければならない。

第13節 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については下記による他、第3編1-10-8 地下水位低下工の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分に行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
- (2) 受注者は、地下水位低下工法に伴う騒音振動に対して、十分な措置を講じておかねばならない。
- (3) 受注者は、地下水位低下工法に伴う近接構造物等の沈下を防止するため、施工管理及び防護措置を十分に行わなければならない。
- (4) 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。
- (5) 受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

第 8 編 下水道編

第 2 章 小口径推進工

第 1 節 適用

本章は、管きょ工（小口径推進）として仮管併用推進工、オーガ掘削推進工、小口径泥水推進工、オーガ掘削鋼管推進工、各種小口径推進工、立坑内管布設工、仮設備工（小口径）、送排泥設備工、汚泥処理設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第 3 節 材料

1. 受注者は、使用する下水道用資材が下記の規格に適合するものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

(1) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-6 (下水道小口径推進工法用鉄筋コンクリート管)
(2) 铸铁管	JSWAS G-2 (下水道推進工法用ダクタイル铸铁管)
(3) 陶管	JSWAS R-3 (下水道推進工法用陶管)
(4) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-6 (下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)
(5) レンジコンクリート管	JSWAS K-12 (下水道推進工法用レンジコンクリート管)
(6) 鋼管	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
	JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
	JIS G 3455 (高圧配管用炭素鋼鋼管)
	JIS G 3456 (高温配管用炭素鋼鋼管)
	JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)
	JIS G 3460 (低温配管用鋼管)
	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)
(7) 強化プラスチック管	FRPM K201J (下水道推進工法用強化プラスチック複合管)

2. 受注者は、小口径推進の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第 4 節 小口径推進工

2-4-1 施工計画

第8編 下水道編

1. 受注者は、推進工事の施工に当たって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、掘進箇所において、事前に土質の変化及び捨て石、基礎杭等の存在が明らかになった場合には、周辺の状況を的確に把握するとともに、監督員と土質・立坑位置・工法等について**協議**しなければならない。

2-4-2 保管取扱

1. 受注者は、推進管の運搬、保管、据付けの際、管に衝撃を与えないように注意して取扱わなければならない。
2. 受注者は、現場に管を保管する場合には、第三者が保管場所に立入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じなければならない。
3. 受注者は、管等の取扱い及び運搬にあたって、落下、ぶつかり合いがないように慎重に取扱わなければならない。また、管等と荷台との接触部、特に管端部にはクッション材等をはさみ、受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。
4. 受注者は、管の吊りおろしについては、現場の状況に適応した安全な方法により丁寧に行わなければならない。

2-4-3 掘進機

1. 受注者は、掘進機について掘進路線の土質条件に適応する型式を選定しなければならない。
2. 受注者は、仮管、ケーシング及びスクリーコンベア等の接合については、十分な強度を有するボルト等で緊結し、ゆるみがないことを**確認**しなければならない。
3. 受注者は、基本的に位置・傾きを正確に測定でき、容易に方向修正が可能な掘進機を使用しなければならない。また、掘進機は、変形及び摩耗の少ない堅牢な構造でなければならない。

2-4-4 測量、計測

1. 受注者は、小口径掘進機を推進管の計画管底高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。
2. 受注者は、掘進中常に掘進機の方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。
3. 受注者は、掘進時には**設計図書**に示した管底高、方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。
4. 受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督員に**提出**しなければならない。

2-4-5 運転、掘進管理

1. 受注者は、掘進機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。
2. 受注者は、掘進機の操作に当たり、適切な運転を行い、地盤の変動には特に留意しなければならない。
3. 受注者は、掘進管理において地盤の特性、施工条件等を考慮した適切な管理基準を定めて行わなければならない。

2-4-6 作業の中断

受注者は、掘進作業を中断する場合は必ず切羽面の安定を図らなければならない。また、再掘進時において推進不能とならないよう十分な対策を講じなければならない。

2-4-7 変状対策

受注者は、推進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講じるとともに、直ちに監督員に**報告**しなければならない。

2-4-8 管の接合

受注者は、管の接合にあたって、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つよう施工しなければならない。

2-4-9 滑材注入

受注者は、滑材注入にあたっては注入材料の選定と注入圧及び注入量の管理に留意しなければならない。

2-4-10 仮管併用推進工

1. 受注者は、誘導管推進において土の締め付けにより推進不能とならないよう、推進の途中で中断せず速やかに到達させなければならない。
2. 受注者は、推進管推進時においてカッタースリットからの土砂の取り込み過多とならぬよう、スリットの開口率を土質、地下水圧に応じた調整しなければならない。

2-4-11 オーガ掘削推進工

受注者は、推進管を接合する前に、スクリーコンベアを推進管内に挿入しておかなければならない。

2-4-12 泥水推進工

1. 受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び泥水処理設備等の運転状況を十分**確認**しながら施工しなければならない。
2. 受注者は、泥水推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧を十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。

2-4-13 挿入用塩ビ管

受注者は、内管に塩化ビニル管等を挿入する場合は、計画線に合うようにスペーサ等を取り付け固定しなければならない。

2-4-14 中込め

受注者は、中込め充填材を使用する場合は、注入材による硬化熱で塩化ビニル管等の材料が変化変形しないようにするとともに、空隙が残ることがないようにしなければならない。

2-4-15 発生土処理

発生土、泥水及び泥土処分については、第8編1-4-4 発生土処理の規定によるものとする。

第5節 立坑内管布設工

立坑内管布設工については、第8編第1章第5節 管布設工及び第8編第1章第6節 管基礎工の規定によるものとする。

第6節 仮設備工

第8編 下水道編

2-6-1 坑口

1. 受注者は、発進立坑及び到達立坑には原則として坑口を設置しなければならない。
2. 受注者は、坑口について滑材及び地下水等が漏出しないよう堅固な構造としなければならない。
3. 受注者は、止水器（ゴムパッキン製）等を設置し坑口箇所止水に努めなければならない。

2-6-2 鏡切り

受注者は、鏡切りの施工にあたっては地山崩壊に注意し、慎重に作業しなければならない。

2-6-3 推進設備等設置撤去

1. 受注者は、推進設備を設置する場合、土質・推進延長等の諸条件に適合したものを使用し設置しなければならない。
2. 受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め故障を未然に防止しなければならない。
3. 受注者は、推進延長に比例して増加するジャッキ圧の測定等についてデータシートを監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、後部推進設備につき施工土質・推進延長等の諸条件に適合した能力のものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置しなければならない。

2-6-4 支圧壁

1. 受注者は、支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。
2. 受注者は、支圧壁を土留と十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

第7節 送排泥設備工

2-7-1 送排泥設備

1. 受注者は、切羽の安定、送排泥の輸送等に必要な容量の送排泥ポンプ及び送排泥管等の設備を設けなければならない。
2. 受注者は、送排泥管に流体の流量を測定できる装置を設け、掘削土量及び切羽の逸水等を監視しなければならない。
3. 受注者は、送排泥ポンプの回転数、送泥水圧及び送排泥流量を監視し、十分な運転管理を行わなければならない。

第8節 泥水処理設備工

2-8-1 泥水処理設備

1. 受注者は、掘削土の性状、掘削土量、作業サイクル及び立地条件等を十分考慮し、泥水処理設備を設けなければならない。
2. 受注者は、泥水処理設備を常に監視し、泥水の処理に支障をきたさないよう運転管理に努めなければならない。
3. 受注者は、泥水処理設備の管理及び処理に当たって、周辺及び路上等の環境保全に留意し必要な対策を講じなければならない。

2-8-2 泥水運搬処理

1. 受注者は、凝集剤について有害性のない薬品を使用しなければならない。
2. 受注者は、凝集剤を使用する場合は土質成分に適した材質、配合のものとし、その使用量は必要最小限にとどめなければならない。
3. 受注者は、泥水処理された土砂を運搬が可能な状態にして搬出しなければならない。
4. 受注者は、余剰水については関係法令に従い、必ず規制基準値内となるよう水質環境の保全に十分留意して処理しなければならない。

第9節 推進水替工

2-9-1 推進水替工

推進水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

第10節 補助地盤改良工

2-10-1 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第 8 編 下水道編

第 3 章 推進工

第1節 適用

本章は、管きょ工（推進）として刃口推進工、泥水推進工、泥濃推進工、立坑内管布設工、仮設備工、通信・換気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、推進水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

1. 受注者は、使用する下水道用資材が下記の規格に適合するものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート管 JSWAS A-2 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)
 - (2) ガラス繊維鉄筋コンクリート管 JSWAS A-8 (下水道推進工法用ガラス繊維鉄筋コンクリート管)
 - (3) 鋳鉄管 JSWAS G-2 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)
 - (4) レンジコンクリート管 JSWAS K-12(下水道推進工法用レンジコンクリート管)
 - (5) 強化プラスチック複合管 JSWAS K-16(下水道内挿入用強化プラスチック複合管)
2. 受注者は、推進の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 推進工

3-4-1 施工計画

施工計画については、第8編2-4-1 施工計画の規定によるものとする。

3-4-2 保管取扱

保管取扱については、第8編2-4-2 保管取扱の規定によるものとする。

3-4-3 クレーン設備

受注者は、クレーン等の設備及び使用にあたっては、関係法令の定めるところに従い適切に行わなければならない。

3-4-4 測量、計測

1. 受注者は、**設計図書**に示す管底高及び勾配に従って推進管を据え付け、1本据え付けるごとに管底高、注入孔の位置等を**確認**しなければならない。
2. 受注者は、掘進中常に掘進機の方向測量を行い、掘進機の姿勢を制御しなければならない。
3. 受注者は、掘進時には**設計図書**に示した管底高、方向等計画線の維持に努め、管の蛇行・屈曲が生じないように測定を行わなければならない。
4. 受注者は、計画線に基づく上下・左右のずれ等について計測を行い、その記録を監督員に**提出**しなければならない。

3-4-5 運転、掘進管理

運転、掘進管理については、第8編2-4-5 運転、掘進管理の規定によるものとする。

3-4-6 管の接合

1. 受注者は、管の接合にあたって、推進方向に対し、カラーを後部にして、押込みカラー形推進管用押輪を用いるとともに、シーリング材のめくれ等異常について**確認**しなければならない。
2. 受注者は、管の接合にあたって、管の規格にあった接合方法で接合部を十分に密着させ、接合部の水密性を保つよう施工しなければならない。

3-4-7 滑材注入

滑材注入については、第8編2-4-9 滑材注入の規定によるものとする。

3-4-8 沈下測定

受注者は、掘進路線（地上）に、沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督員に**提出**しなければならない。

3-4-9 変状対策

1. 受注者は、掘進中、切羽面、管外周の空隙、地表面等の状況に注意し、万一の状況変化に対しては十分な対応ができるよう必要な措置を講じなければならない。
2. 受注者は、推進作業中に異常を発見した場合には、速やかに応急措置を講じるとともに、直ちに監督員に**報告**しなければならない。

3-4-10 作業の中断

作業の中断については、第8編2-4-6 作業の中断の規定によるものとする。

3-4-11 刃口推進工

1. 受注者は、刃口の形式及び構造を、掘削断面、土質条件並びに現場の施工条件を考慮して安全確実な施工ができるものとしなければならない。
2. 受注者は、掘削に際して、刃口を地山に貫入した後、管の先端部周囲の地山を緩めないよう注意して掘進し、先掘りを行ってはならない。

3-4-12 機械推進

1. 受注者は、掘進機について、方向修正用ジャッキを有し外圧や掘削作業に耐え、かつ、堅牢で安全な構造のものを選定しなければならない。

第8編 下水道編

2. 受注者は、切羽に生じる圧力を隔壁で保持し、チャンバー内に充満した掘削土砂を介して地山の土圧及び水圧に抵抗させる機構としなければならない。
3. 受注者は、掘進機に関する諸機能等の詳細図、仕様及び応力計算書を監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、掘削機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。
5. 受注者は、掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な運転管理を行わなければならない。
6. 受注者は、掘進速度について適用土質等の適した範囲を維持し、掘進中はできる限り機械を停止させないよう管理しなければならない。
7. 受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、**施工計画書**に明記しなければならない。

3-4-13 泥水推進工

1. 受注者は、泥水式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの支持形式、構造のものとし、掘削土量及び破碎されたレキの大きさに適合した排泥管径のものを選定しなければならない。
2. 受注者は、泥水推進に際し切羽の状況、掘進機、送排泥設備及び汚水処理設備等の運転状況を十分**確認**しながら施工しなければならない。
3. 受注者は、泥水推進工事着手前に掘進位置の土質と地下水圧とを十分把握して、適した泥水圧を選定しなければならない。

3-4-14 泥濃推進工

1. 受注者は、泥濃式掘進機について土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバークッター、排土バルブ、分級機を有するものを選定しなければならない。
2. 受注者は、泥濃式推進においてチャンバー内の圧力変動をできるだけ少なくするよう、保持圧力の調整や排泥バルブの適切な操作をしなければならない。

3-4-15 発生土処理

発生土処理については、第8編1-4-4 発生土処理の規定によるものとする。

3-4-16 裏込め

受注者は、裏込め注入の施工においては、以下の事項に留意して施工しなければならない。

- (1) 裏込め注入材料の選定、配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮し、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 裏込め注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面にゆきわたる範囲で、できる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。
- (3) 注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出しないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。
- (4) 注入完了後速やかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し監督員に**提出**しなければならない。

3-4-17 管目地

受注者は、管の継ぎ手部に止水を目的として、管の目地部をよく清掃し目地モルタルが剥離しないよう処置した上で目地工を行わなければならない。

第5節 立坑内管布設工

立坑内管布設工については、第8編第1章第5節 管布設工及び第8編第1章第6節 管基礎工の規定によるものとする。

第6節 仮設備工

3-6-1 坑口

坑口については、第8編2-6-1 坑口の規定によるものとする。

3-6-2 鏡切り

鏡切りについては、第8編2-6-2 鏡切りの規定によるものとする。

3-6-3 クレーン設備組立撤去

1. 受注者は、クレーン設備において立坑内での吊り込み、坑外での材料小運搬を効率的に行えるよう、現場条件に適合したクレーンを配置しなければならない。
2. 受注者は、推進管の吊り下ろし及び掘削土砂のダンプへの積み込み等を考慮し、必要な吊り上げ能力を有するクレーンを選定しなければならない。

3-6-4 刃口及び推進設備

1. 受注者は、推進設備において管の推進抵抗に対して十分な能力と安全な推進機能を有し、土砂搬出、坑内作業等に支障がなく、能率的に推進作業ができるものを選定しなければならない。
2. 請負業者は、油圧ジャッキの能力、台数、配置は、一連の管を確実に推進できる推力、管の軸方向支圧強度と口径等を配慮して決定するものとし、油圧ジャッキの伸長速度とストロークは、掘削方式、作業能率等を考慮して決定しなければならない。

3-6-5 推進用機器据付撤去

受注者は、管の推力受部の構造について管の軸方向耐荷力内で安全に推力を伝達できるよう構成するものとし、推力受材（ストラット、スパーサ、押角）の形状寸法は、管の口径、推進ジャッキ設備及び推進台の構造をもとに決定しなければならない。

3-6-6 推進機発進用受台

1. 受注者は、発進台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等のないよう安定性には十分配慮しなければならない。
2. 受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、推進台設置に当たっては、正確、堅固な構造としなければならない。

3-6-7 掘進機据付

受注者は、推進先導体の位置、姿勢ならびに管きよ中心線の状態を**確認**するために必要な測定装置を設置しなければならない。

3-6-8 中押し装置

受注者は、中押し装置のジャッキの両端にはジャッキの繰り返し作動による管端部応力の均等化及び衝撃の分散を図るため、クッション材を挿入しなければならない。なお、長距離推進、カーブ推進の場合は、

第8編 下水道編

各ジョイント部においても同様の処置を講じ応力の分散を図らなければならない。

3-6-9 支圧壁

1. 受注者は、支圧壁について管の押し込みによる荷重に十分耐える強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固に構築しなければならない。
2. 受注者は、支圧壁を土留めと十分密着させるとともに、支圧面は推進計画線に対し直角となるよう配置しなければならない。

第7節 通信・換気設備工

3-7-1 通信配線設備

受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各施設間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常事態に備えて警報装置を設けなければならない。

3-7-2 換気設備

受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようにしなければならない。また、ガス検知器等により常に換気状況を確認しなければならない。

第8節 送排泥設備工

3-8-1 送排泥設備

送排泥設備については、第8編2-7-1 送排泥設備の規定によるものとする。

第9節 泥水処理設備工

3-9-1 泥水処理設備

泥水処理設備については、第8編2-8-1 泥水処理設備の規定によるものとする。

3-9-2 泥水運搬処理

泥水運搬処理については、第8編2-8-2 泥水運搬処理の規定によるものとする。

第10節 注入設備工

3-10-1 添加材注入設備

受注者は、添加材注入において次の規定によらなければならない。

- (1) 添加材の配合及び注入設備は、**施工計画書**を作成して監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 注入の管理は管理フローシートを作成し、注入量計、圧力計等により徹底した管理を図らなければならない。
- (3) 掘削土の粘性及び状態により、適切なる注入量、注入濃度を定め、掘削速度に応じた量を注入し、切羽の崩壊を防ぎ沈下等の影響を地表面に与えないようにしなければならない。

3-10-2 推進水替工

推進水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

3-10-3 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第 8 編 下水道編

第 4 章 シールド工

第 1 節 適用

本章は、管きょ工（シールド）として一次覆工、二次覆工、空伏工、立坑内管布設工、坑内整備工、仮設備工（シールド）、坑内設備工、立坑設備工、圧気設備工、送排泥設備工、泥水処理設備工、注入設備工、シールド水替工、補助地盤改良工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第 3 節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。
 - (1) セグメント JSWAS A-3, A-4 シールド工用標準セグメント
JSWAS A-7 下水道ミニシールド工法用鉄筋コンクリートセグメント
 - (2) コンクリート 原則としてレディミクストコンクリートとし、**設計図書**に示す品質のコンクリートを使用しなければならない。
 - (3) 強化プラスチック複合管 JSWAS K-16 下水道内挿用強化プラスチック複合管
2. 受注者は、シールド工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

第 4 節 一次覆工

4-4-1 施工計画

1. 受注者は、シールド工の施工に当たって、工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、その他工事に係る諸条件を十分調査し、その結果に基づき現場に適応した施工計画を作成して監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、工事の開始に当たって、**設計図書**に記載された測量基準点を基に、シールドの掘進時の方向及び高低を維持するために必要な測量を行い、正確な図面を作成し、掘進中は、坑内に測定点を設け、その精度の保持に努めなければならない。

4-4-2 シールド機器製作

1. 受注者は、シールド機的设计製作に当たっては、地山の条件、外圧及び掘削能力を十分に考慮し、堅牢で安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能の仕様及び構造計算書等を監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、シールド機について、工場組立時及び現場組立時に、監督員の検査を受けなければならない。
3. 受注者は、シールド機の運搬に際しては歪、その他の損傷を生じないように十分注意しなければならない。
4. 受注者は、現場据付完了後、各部の機能について、十分に点検**確認**のうえ使用に供しなければならない。

4-4-3 掘進

1. 受注者は、地質に応じて掘進方法、順序等を検討し、十分に安全を**確認**したうえで、シールド機の掘進を開始しなければならない。
2. 受注者は、シールド機の掘進を開始するに当たって、あらかじめ、その旨、監督員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、シールド機の運転操作に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し熟知した者でなければならない。
4. 受注者は、掘削の際、肌落ちが生じないように注意し、特に、切羽からの湧水がある場合は、肌落ちの誘発、シールド底部の地盤のゆるみ等を考慮して適切な措置を講じなければならない。
5. 受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないように適切な施工管理を行わなければならない。
6. 受注者は、機種、工法及び土質に適した範囲のシールド掘進速度を維持し、掘進中はなるべくシールド機を停止してはならない。
なお、停止する場合は、切羽安定及びシールド機保守のため必要な措置を講じるものとする。
7. 受注者は、シールド掘進中異常が発生した場合、掘進を中止する等の措置をとり、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに監督員に**報告**しなければならない。
8. 受注者は、掘削に泥水又は添加材を使用する場合、関係法令を遵守し、土質、地下水の状況等を十分考慮して材料及び配合を定めなければならない。
9. 受注者は、シールド掘進中、埋設物その他構造物に支障を与えないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力等を記録し監督員に**提出**しなければならない。
11. 受注者は、シールド掘進路線上（地上）に沈下測定点を設け、掘進前、掘進中及び掘進後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を監督員に**提出**しなければならない。
12. 受注者は、シールド掘進中、1日に1回以上坑内の精密測量を行って蛇行及び回転の有無を測定し、蛇行等が生じた場合は速やかに修正するとともに、その状況を監督員に**報告**しなければならない。

4-4-4 覆工セグメント（製作・保管）

1. 受注者は、セグメントの製作に先立ち、セグメント構造計算書、セグメント製作要領書、製作図及び製作工程表を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、運搬時及び荷卸し時は、セグメントが損傷・変形しないように取り扱わなければならない。
仮置き時には、セグメントが変形・ひび割れしないように措置するものとし、併せて、継手の防錆等について措置をしなければならない。

4-4-5 覆工セグメント（組立て）

1. 受注者は、1リング掘進するごとに直ちにセグメントを組み立てなければならない。
2. 受注者は、セグメントを所定の形に正しく組立てるものとし、シールド掘進による狂いが生じないように

にしなければならない。

3. 受注者は、セグメント組立時に十分清掃し、組立てに際しては、セグメントの継手面を互いによく密着させなければならない。
4. 受注者は、セグメントをボルトで締結する際、ボルト孔に目違いのないよう調整し、ボルト全数を十分締付け、シールドの掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締直さなければならない。
5. 受注者は、掘進方向における継手位置が必ず交互になるよう、セグメントを組立てなければならない。
6. 受注者は、セグメントの継手面にシール材等による防水処理を施さなければならない。

4-4-6 裏込注入

1. 受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間にできた間隙は速やかにベントナイト、セメント等の注入材を圧入するものとし、その配合は監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、注入量、注入圧及びシールドの掘進速度に十分対応できる性能を有する裏込注入設備を用いなければならない。
3. 受注者は、裏込め注入中は、注入量、注入圧等の管理を行わなければならない。

4-4-7 発生土処理

1. 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたっては、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに周辺及び路上等に散乱しないように留意して残土処分を行わなければならない。
2. 受注者は、土砂搬出設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。
3. 受注者は、発生土、泥水及び泥土処分については、第8編1-4-4 発生土処理の規定によるものとする。

第5節 二次覆工

4-5-1 二次覆工

1. 受注者は、二次覆工に先立ち、一次覆工完了部分の縦横断測量を行い、これに基づいて巻厚線を計画し、監督員に**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、型枠は、堅固で容易に移動ができ、作業の安全性を保持し、確実かつ能率的な構造にするものとする。
3. 受注者は、区画、型枠設置位置、作業サイクル等を記した計画書を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
4. 受注者は、覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々にまで行きわたるように打設するとともに、その締固めは、骨材の分離を起こさないよう行わなければならない。
5. 受注者は、一区画のコンクリートを連続して打設しなければならない。
6. 受注者は、打設したコンクリートが自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならない。
7. 受注者は、強度、耐久性、水密性等の所用の品質を確保するために、打設後の一定期間を硬化に必要な温度及び湿度に保ち、有害な作用の影響を受けないように、覆工コンクリートを、十分養生しなければならない。
8. 受注者は、コンクリート坑内運搬に際しては、材料分離を起こさない適切な方法で行わなければならない。
9. 受注者は、頂部、端部付近に、良好な充填ができるよう、必要に応じあらかじめグラウトパイプ、空気抜き等を設置しなければならない。

第6節 空伏工

空伏セグメントの施工については、第8編第4章第4節 一次覆工及び第5節 二次覆工の規定によるものとする。

第7節 立坑内管布設工

立坑内管布設工の施工については、第8編第1章第5節 管布設工及び第6節 管基礎工の規定によるものとする。

第8節 坑内整備工

1. 受注者は、一次覆工完了後、清掃、止水、軌条整備、仮設備の点検補修等、坑内整備を行わなければならない。
2. 受注者は、覆工コンクリートの打設に当たって、施工部の軌条設備、配管、配線等を撤去後、セグメントの継手ボルトを再度締め直し、付着している不純物を除去し、コンクリートが接する面を水洗いのうえ、溜水を完全に拭きとらなければならない。

第9節 仮設備工（シールド）

4-9-1 立坑

受注者は、立坑の基礎について、土質、上載荷重、諸設備を考慮したうえ決定し、施工について無理のない構造にしなければならない。

4-9-2 坑口

坑口については、第8編2-6-1 坑口の規定によるものとする。

4-9-3 支圧壁

受注者は、立坑の後方土留壁及びシールドの反力受設備は、必要な推力に対して十分強度上耐えられる構造としなければならない。

4-9-4 立坑内作業床

1. 受注者は、シールド作業時に、発進立坑底部に作業床を設置しなければならない。
2. 受注者は、作業床を設けるにあたり、沈下やガタツキが生じないように設置しなければならない。

4-9-5 発進用受台

1. 受注者は、シールド機の据え付けに際し、発進立坑底部にシールド機受台を設置しなければならない。
2. 受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、シールド機の自重によって沈下やズレを生じないように、堅固に設置しなければならない。
3. 受注者は、シールド機受台を設置するにあたり、仮発進時の架台を兼用するため、所定の高さ及び方向に基づいて設置しなければならない。

4-9-6 後続台車据付

第8編 下水道編

1. 受注者は、シールド掘進に必要な、パワーユニット、運転操作盤、裏込め注入設備は、後続台車に設置しなければならない。
2. 受注者は、後続台車の型式を、シールド径、シールド工事の作業性等を考慮して定めなければならない。
3. 受注者は、蓄電池機関車を使用する場合は、必要に応じて予備蓄電池及び充電器を設置するとともに坑内で充電を行う場合は換気を行わなければならない。

4-9-7 シールド機解体残置

受注者は、シールド機解体残置について、解体内容、作業手順、安全対策等を**施工計画書**に記入するとともに、解体時には、シールド機の構造及び機能を熟知したものを立ち合わせなければならない。

4-9-8 シールド機仮発進

1. 受注者は、発進時の反力受けを組み立てる際、仮組セグメント及び型鋼を用いるものとする。また、セグメントに変形等が生じた場合は、当該セグメントを一次覆工に転用してはならない。
2. 受注者は、シールド機の発進にあたり、シールド機の高さ及び方向を**確認**のうえ開始しなければならない。
3. 受注者は、シールド機が坑口に貫入する際、エントランスパッキンの損傷・反転が生じないように措置しなければならない。
4. 受注者は、仮組セグメントについて、シールド機の推進力がセグメントで受け持てるまで撤去してはならない。
5. 受注者は、初期掘進延長を、後方設備の延長及びシールド工事の作業性を考慮して定めなければならない。
6. 受注者は、初期掘進における、切羽の安定について検討するものとし、検討の結果、地盤改良等の初期掘進防護が必要となる場合は、**施工計画書**を作成し監督員と**協議**しなければならない。

4-9-9 鏡切り

鏡切りについては、第8編2-6-2 鏡切りの規定によるものとする。

4-9-10 軌条設備

1. 受注者は、軌道方式による運搬は、車両の逸走防止、制動装置及び運転に必要な安全装置、連結器の離脱防止装置、暴走停止装置、運転者席の安全を確保する設備、安全通路、回避場所、信号装置等それぞれ必要な設備を設けなければならない。
2. 受注者は、運転に当たっては、坑内運転速度の制限、車両の留置時の安全確保、信号表示、合図方法の周知徹底等により運転の安全を図らなければならない。
3. 受注者は、単線または複線を採用するにあたり、シールド径及びシールド工事の作業性、並びに各種設備の配置等を考慮して定めなければならない。

第10節 坑内設備工

受注者は、給水及び排水設備並びに配管設備は次の規定によらなければならない。

4-10-1 配管設備

1. 坑内には、シールド工事に必要な給・排水設備並びに各種の配管設備を設置するものとする。
2. 給水及び排水設備は、必要な給水量及び排水量が確保できる能力を有するものとする。なお、排水設備は、切羽からの出水等に対応できるよう計画するものとする。

3. 給水及び排水設備の配管は、施工条件に適合するように、管径及び設備長さを定めるものとする。
4. 配管設備は、作業員及び作業車両の通行に支障のない位置に配置するものとする。なお、管の接合作業の前に、バルブ等の閉鎖を**確認**するものとする。

4-10-2 換気設備

受注者は、換気設備において、換気ファン及び換気ダクトの容量を、必要な換気量に適合するようにしなければならない。

4-10-3 通信配線設備

1. 受注者は、坑内の工程を把握し、坑内作業の安全を確保し、各作業箇所及び各設備間の連絡を緊密にするため通信設備及び非常事態に備えて警報装置を設けなければならない。
2. 受注者は、トンネル工事における可燃性ガス対策（建設省大臣官房技術参事官通達 昭和53年7月）及び工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について（建設省大臣官房技術参事官通達 昭和54年10月）に準拠して災害の防止に努めなければならない。

4-10-4 スチールフォーム設備

受注者は、覆工コンクリートに使用する型枠を原則としてスチールフォームとし、その形状、寸法及び支保工は**施工計画書**に記載しなければならない。

第11節 立坑設備工

4-11-1 立坑設備

受注者は、立坑設備について次の規定によらなければならない。

- (1) クレーン等の設置及び使用に当たっては、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。
- (2) 昇降設備は鋼製の仮設階段を標準とし、関係法令を遵守して設置するものとする。
- (3) 土砂搬出設備は、最大日進量に対して余裕のある設備容量とする。
- (4) 立坑周囲及び地上埋設物の出入口以外には、防護柵等を設置するとともに保安灯、夜間照明設備等を完備し、保安要員を配置するなどの事故防止に努めなければならない。
- (5) 工事施工に伴い発生する騒音、振動等を防止するため、防音、防振の対策を講じるものとする。

4-11-2 電力設備

受注者は、電力設備について次の規定によらなければならない。

- (1) 電力設備は、電気設備技術基準及び労働安全衛生規則等に基づいて設置及び維持管理しなければならない。
- (2) 高圧の設備はキュービクル型機器等を使用し、電線路には絶縁電線又は絶縁ケーブルを使用して、すべて通電部分の露出することを避けなければならない。
- (3) 坑内電気設備は、坑内で使用する設備能力を把握し、トンネル延長等を考慮して、必要にして十分な設備を施さなければならない。

第12節 圧気設備工

1. 受注者は、施工に先立ち、所轄労働基準監督署に対し圧気工法作業開始届を**提出**し、その写しを監督員に**提出**しなければならない。

第8編 下水道編

2. 受注者は、施工前及び施工中に下記事項を監督員に**報告**しなければならない。
 - (1) 酸素欠乏危険作業主任者並び調査員届
 - (2) 酸素濃度測定事前調査の**報告**
 - (3) 酸素欠乏防止に伴う土質調査**報告**
 - (4) 酸素濃度測定月報
3. 受注者は、酸素欠乏の事態が発生した場合にはただちに応急処置を講ずるとともに、関係機関に緊急連絡を行い**指示**に従わなければならない。
4. 受注者は、地上への漏気噴出を防止するため、監督員との**協議**により事前に路線付近の井戸、横穴、地質調査、ボーリング孔等の調査を詳細に行わなければならない。
5. 受注者は、圧気内での火気に十分注意し、可燃物の圧気下における危険性について作業員に周知徹底させなければならない。
6. 受注者は、送気中は坑内監視人をおき送気異常の有無を**確認**し、かつ停電による送気中断の対策を常に講じておかななければならない。
7. 受注者は、圧気を土質並びに湧水の状況に応じて調整するとともに漏気の有無については常時監視し、絶対に噴発を起こさせないようにしなければならない。
8. 受注者は、圧気設備について、トンネルの大きさ、土かぶり、地質、ロックの開閉、送気管の摩擦、作業環境等に応じ必要空気量を常時充足できるものを設置しなくてはならない。
9. 受注者は、コンプレッサー及びブロワ等の配置について、防音・防振に留意しなければならない。
10. 受注者は、ロック設備について、所定の気圧に耐える気密機構で、信号設備、監視窓、警報設備、照明設備を備えなければならない。また、マテリアルロック、マンロック、非常ロックは可能な限り別々に設けるものとする。

第13節 送排泥設備工

送排泥設備工については、第8編2-7-1 送排泥設備の規定によるものとする。

第14節 泥水処理設備工

泥水処理設備工については下記による他、第8編2-8-1 泥水処理設備及び2-8-2 泥水運搬処理の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、泥水処理設備は、掘削する地山の土質に適合し、かつ計画に対して余裕のある容量の処理装置を設けなければならない。

第15節 注入設備工

注入設備工については、第8編3-10-1 添加材注入設備の規定によるものとする。

第16節 シールド水替工

シールド水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

第17節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第 8 編 下水道編

第 5 章 マンホール工

第1節 適用

本章は、マンホール工として標準マンホール工、組立マンホール工、小型マンホール工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料は、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 標準マンホール側塊 | JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) |
| (2) 足掛金物 | 設計図書 または標準図に定める規格に適合するものとする。 |
| (3) 鋳鉄製マンホール蓋 | JSWAS G-4 (下水道用鋳鉄製マンホールふた) |
| (4) 組立マンホール | 設計図書 または標準図に定める規格に適合するものとする。 |
| (5) 小型マンホール | JSWAS K-9 (下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール)
JSWAS K-10 (下水道用レジンコンクリート製マンホール)
JSWAS A-10 (下水道用コンクリート製小型マンホール)
JSWAS G-3 (下水道用鋳鉄製防護ふた) |
| (6) 止水版 | JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) |

2. 受注者は、マンホール工の施工に使用する材料について、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 標準マンホール工

5-4-1 標準マンホール工

- 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工はもちろん、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
- 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。

3. 受注者は、管の取付について、以下の規定によらなければならない。
 - (1) マンホールに取り付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。
 - (2) マンホールに取り付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - (3) マンホールに取り付ける管底高は、**設計図書**に示すものを基準とし、マンホール位置を変更したときは、修正しなければならない。
 - (4) 管体とマンホール壁体部分は、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
4. 受注者は、現場で施工するコンクリート、接合目地モルタル、インバート仕上げモルタル等の品質管理、施工管理に十分留意して堅固な構造物に仕上げなければならない。
5. 受注者は、インバートの施工について、以下の規定によらなければならない。
 - (1) インバートの施工は、管取付部、底部及び側壁部より漏水を生じないことを**確認**した後、行わなければならない。
 - (2) インバートは、流入下水の流れに沿う線形とし、表面は汚物等が付着、停滞せず流れるよう、接続管の管径、管底に合わせて滑らかに仕上げなければならない。
6. 受注者は、足かけ金物の取り付けについては、正確かつ堅固に取り付けるものとし、所定の埋め込み長を確保するとともに、ゆるみを生じないようにしなければならない。
7. 受注者は、マンホール側塊の据え付けについては、以下の規定によらなければならない。
 - (1) マンホール側塊は、躯体コンクリートが硬化した後、内面を一致させ垂直に据え付けなければならない。
 - (2) 各側塊の間には、目地モルタルを敷均した後、各側塊を据付け、漏水等が生じないように、さらに内外両面より目地仕上げを行い、水密に仕上げなければならない。
 - (3) マンホール蓋の高さの調整は、調整コンクリートブロック、現場打コンクリート及び無収縮モルタルで行うことを原則とする。
 - (4) モルタルの使用箇所は、さらに内外面より仕上げを行わなければならない。

5-4-2 副管

受注者は、副管の設置については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 副管の取り付けにあたり、本管のせん孔は、クラックが入らぬよう丁寧に施工し、また管口、目地等も本管の施工に準じて施工しなければならない。
- (2) 副管の本管への接合は、管端が突出しないよう注意しなければならない。
- (3) 副管の設置は鉛直に行わなければならない。

第5節 組立マンホール工

5-5-1 組立マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工はもちろん管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、組立マンホールの据付けにあたっては、部材間が密着するよう施工しなければならない。
4. 受注者は、ブロックの据付けにあたっては、衝撃を与えないよう丁寧に据え付け、内面を一致させ垂直に据え付けなければならない。また、据付け前にブロック相互の接合面を清掃し、止水用シール材の塗布あるいは設置を行わなければならない。

5. 受注者は、マンホール蓋の高さの調整にあたっては、調整リング、調整金具等で行い、調整部のモルタルは、十分充填しなければならない。
6. 受注者は組立マンホールの削孔について、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 削孔位置は、流出入管の管径、流出入数、流出入角度、落差等に適合するよう定めなければならない。
 - (2) 削孔は、躯体ブロック及び直壁ブロックに行うものとし、斜壁ブロックに削孔してはならない。
 - (3) 削孔部相互及び削孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規格によらなければならない。
 - (4) 削孔は、原則として製造工場で行わなければならない。なお、これにより難い場合監督員と協議しなければならない。
 - (5) 多孔の削孔を行う場合、近接して削孔を行う場合、割り込みマンホール等の場合は、マンホールの補強方法について検討しなければならない。
7. 受注者は、管の取り付けについて、以下の規定によらなければならない。
 - (1) マンホールに取り付ける管の軸方向の中心線は、原則としてマンホールの中心に一致させなければならない。
 - (2) マンホールに取り付ける管は、管の端面を内壁に一致させなければならない。
 - (3) マンホールに取り付ける管底高は、**設計図書**に示すものを基準とし、マンホールの位置を変更したときは修正しなければならない。
 - (4) 管体とマンホール壁体部分は、漏水のないようモルタル等で入念に仕上げなければならない。
8. インバートの施工については、第8編第5章第4節 標準マンホール工の規定によるものとする。

5-5-2 副管

副管については、第8編5-4-2 副管の規定によるものとする。

第6節 小型マンホール工

5-6-1 小型マンホール工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工はもちろん、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、硬質塩化ビニル製小型マンホールの据付けにあたっては、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 基礎工は、マンホール本体に歪みや沈下が生じないよう施工しなければならない。
 - (2) 据付けは、本管の勾配、軸心及び高さ、インバート部の勾配を考慮して施工しなければならない。
 - (3) インバート部と立上り部及び本管との接合にあたっては、第8編第1章第5節 管布設工の硬質塩化ビニル管の布設の規定に準拠して施工し、接合時にマンホール本体が移動しないよう注意して施工しなければならない。
 - (4) 鉄蓋及び台座の据付けにあたっては、鉄蓋と立上り部の中心線を合わせ、沈下が生じないよう台座及び周辺を入念に締め固めなければならない。
4. 受注者は、小型レジンマンホール及び小型コンクリートマンホールの据付けにあたっては、第8編第5章第5節 組立マンホール工の規定に準拠して施工しなければならない。

第 8 編 下水道編

第 6 章 特殊マンホール工

第 1 節 適用

本章は、特殊マンホール工として管路土工、躯体工、土留工、路面覆工、補助地盤改良工、開削水替工、地下水低下工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第 3 節 材料

1. 受注者は、特殊マンホール工に使用する材料が、**設計図書**に品質規格を特に明示した場合を除き、第2編 第2章土木工事材料に示す規格に適合したもの、以下に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

【鋼材】

(1) 鋼管

JIS G 3443	(水道用塗覆装鋼管)
JIS G 3451	(水道用塗覆装異形管)

(2) 鋳鉄管

JSWAS G-1	(下水道用ダクタイト鋳鉄管)
JSWAS G-2	(下水道推進工法用ダクタイト鋳鉄管)
JIS G 5526	(ダクタイト鋳鉄管)
JIS G 5527	(ダクタイト鋳鉄異形管)

(3) ステンレス材及びアルミ材

JIS G 3459	(配管用ステンレス鋼管)
JIS G 4303	(ステンレス鋼棒)
JIS G 4304	(熱間圧延ステンレス鋼板)
JIS G 4305	(冷間圧延ステンレス鋼板)
JIS H 4100	(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

【セメントコンクリート製品】

JIS A 5335	(プレテンション方式遠心力コンクリート杭)
JIS A 5336	(ポストテンション方式遠心力コンクリート杭)

【止水板】

JIS A 6773

(ポリ塩化ビニル止水板)

2. 受注者は、施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅延なく**提出**しなければならない。

第4節 管路土工

管路土工の施工については、第8編第1章第4節 管路土工の規定によるものとする。

第5節 躯体工

1. 受注者は、マンホールの設置位置について、**設計図書**に示された事項をもとに、埋設物、道路交通、住民の生活、接続管きよの流入流出方向に注意し、施工はもちろん、管理面についても配慮して決定しなければならない。なお、位置決定に際し、監督員の**承諾**を得ること。
2. 受注者は、マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路または敷地の表面勾配に合致するよう仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工について、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、基礎材の施工においては、床掘完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充填材を加え）締め固めながら仕上げなければならない。
 - (2) 受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を**提出**し、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、床付基面に予期しない不良土質が現れた場合、または、載荷試験において設計地耐力を満足しない場合は監督員と**協議**しなければならない。
4. 均しコンクリートの施工については、第1編第3章第3節 レディーミクストコンクリートの規定によるものとする。
5. 型枠及び支保工の施工については、第1編第3章第7節 型枠及び支保の規定によるものとする。
6. 足場工の施工について、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、足場設備、防護設備及び登り栈橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
 - (2) 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないように関係法令に基づき、手摺りなどの防護工を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、板張防護、シート張り防護及びワイヤーブリッジ防護の施工にあたり、歩道あるいは供用道路上等に足場設備を設置する場合には、交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護などを受注者は、シート張り防護の施工にあたり、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。
 - (4) 工事中エレベータの設置に際して、受注者は、その最大載荷荷重について検討の上設備を設置し、設定した最大載荷荷重については作業員に周知させなければならない。
7. 鉄筋の施工については、第1編第3章第6節 鉄筋の規定によらなければならない。
8. 足かけ金物の施工については、第8編第5章第4節 標準マンホール工の規定によらなければならない。
9. 副管の施工については、第8編第5章第4節 標準マンホール工の規定によらなければならない。
10. マンホール上部ブロックの施工については、第8編第5章第4節 標準マンホール工の規定及び第8編第5章第5節 組立マンホール工の規定によるものとする。
11. コンクリート防食被覆の施工については、**設計図書**による他、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 防食被覆を対象とするコンクリートは、所要の強度、耐久性、水密性を有し、有害な欠陥がなく、素地調整層の密着性にすぐれていなければならない。

第8編 下水道編

- (2) 原則として、素地調整層等の密着性に悪影響を及ぼす型枠材料、型枠はく離材、コンクリート混和剤、塗膜養生剤等は用いてはならない。
- (3) 防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどの躯体欠陥部は、監督員の**承諾**を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。
- (4) 対象コンクリートは前処理として、セパレータ、直接埋設管、箱抜き埋設管、タラップ及び取り付け金具廻りなどは、あらかじめ防水処理を行わなくてはならない。
- (5) 防食被覆層や素地調整層の接着に支障となるレイタンス、硬化不良、強度の著しく小さい箇所、油、汚れ、型枠剥離剤及び異物を除去した後、入隅部、出隅部は、滑らかな曲線に仕上げた後、対象コンクリート表面全体をサンドブラスト、ウォータージェット、電気サンダー等で物理的に除去しなければならない。
- (6) 表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。
- (7) 防食被覆工は、所定の材料を仕様に従って塗布し、ピンホールが生じないように、また層厚が均一になるように仕上げなければならない。
- (8) 防食被覆層の施工終了後、防食被覆層が使用に耐える状態になるまで損傷を受けることがないように適切な養生をしなければならない。
- (9) 受注者は、コンクリート及び防食被覆料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し、監督員に**提出**しなければならない。
- (10) 受注者は、施工完了時まで温度及び湿度を管理し記録しなければならない。また、施工箇所の気温が5℃以下、または素地面が結露している場合には施工してはならない。
- (11) 素地調整材、防食被覆材料並びにプライマー類には、可燃性の有機溶剤や人体に有害なものが含まれるので、関連法規に従って換気や火気に注意し、照明、足場等の作業環境を整備して施工しなければならない。

第6節 土留工

土留工の施工については、第8編第1章第8節 管路土留工及び第8編第10章 立坑工の規定によるものとする。

第7節 路面覆工

路面覆工の施工については、第8編第1章第10節 管路路面覆工の規定によるものとする。

第8節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第9節 開削水替工

開削水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

第10節 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、第8編第1章第13節 地下水位低下工の規定によるものとする。

第 8 編 下水道編

第 7 章 取付管及びます工

第1節 適用

本章は、取付管及びます工として管路土工、ます設置工、取付管布設工、管路土留工、開削水替工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

1. 受注者は、使用する下水道材料が、次の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

- | | |
|---------------|---|
| (1) プラスチック製ます | JSWAS K-7 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)
JSWAS K-8 (下水道用ポリプロピレン製ます) |
| (2) コンクリート製ます | 設計図書 または標準図に定める規格に適合するものとする。 |
| (3) コンクリートふた | JIS A 5506 (下水道用マンホール)
JIS A 5502 (球状黒鉛鑄鉄品) |
| (4) 鉄ふた | JIS A 5502 (球状黒鉛鑄鉄品)
JSWAS G-3 (下水道用鑄鉄製防護ふた)
JSWAS G-4 (下水道用鑄鉄製マンホールふた) |

2. 受注者は、取付管及びます工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 管路土工

管路土工の施工については、第8編第1章第4節 管路土工の規定によるものとする。

第5節 ます設置工

1. 受注者は、ますの設置位置について、監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、ます設置工の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、自治体が定める配水管

の内径及び勾配を考慮しなければならない。

第6節 取付管布設工

7-6-1 取付管

1. 受注者は、取付管布設工の施工については、工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し、取付管は、雨水及び汚水が停滞しないように、線形、勾配を定めて、かつ漏水が生じないよう設置しなければならない。
2. 受注者は、地下埋設物等の都合により**設計図書**で示す構造をとりがたい場合は、監督員の**指示**を受けなければならない。
3. 受注者は、支管の接合部は、接合前に必ず泥土等を除去し、清掃しなければならない。
4. 受注者は、取付管と柵との接続は、取付管の管端を柵の内面に一致させ、つきだしてはならない。なお、接続部は、モルタル、特殊接合剤等で充填し、丁寧に仕上げなければならない。
5. 受注者は、取付管の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討のうえ、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。

7-6-2 取付管（推進）

1. 受注者は、取付管（推進）の施工について、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、取付管（推進）の施工については、第8編第2章 小口径推進工の規定によるものとする。

第7節 管路土留工

管路土留工の施工については、第8編第1章第8節 管路土留工の規定によるものとする。

第8節 開削水替工

開削水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

第 8 編 下水道編

第 8 章 地盤改良工

第1節 適用

本章は、地盤改良工として固結工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

受注者は、地盤改良工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 固結工

固結工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によらなければならない。

第 8 編 下水道編

第 9 章 付帯工

第1節 適用

本章は、付帯工として舗装撤去工、管路土工、舗装復旧工、道路付属物撤去工、道路付属物復旧工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

受注者は、付帯工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明書を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 舗装撤去工

1. 受注者は、既設舗装を撤去するにあたり、必要に応じてあらかじめ舗装版を切断するなど、他に影響を与えないように処理をしなければならない。
2. 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が生じた場合、その処置方法について速やかに監督員と**協議**しなければならない。

第5節 管路土工

管路土工の施工については、第8編第1章第4節 管路土工の規定によるものとする。

第6節 舗装復旧工

受注者は、舗装復旧の施工にあたり、第7編第2章 舗装の規定による他、下記の規定によらなければならない。

9-6-1 下層・上層路盤

1. 路床面を損なわないように各層の路盤材料を所定の厚さに均一に締め固めなければならない。
2. 各層の仕上り面が平坦となるよう施工しなければならない。

第8編 下水道編

3. 均一な支持力が得られるよう路盤を締め固めなければならない。

9-6-2 基層・表層

1. 基層及び表層の施工にあたり、舗設作業に先立ち、基層または路盤の表面を損傷しないよう注意し、また入念に清掃しなければならない。
2. 受注者は、路面復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示等を原形に復旧しなければならない。

第7節 道路付属物撤去工

1. 受注者は、道路施設の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、道路施設の撤去に際して、損傷等の悪影響が生じた場合に、その措置について監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、道路施設の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
4. 受注者は、側溝・街渠・集水柵・マンホールの撤去に際して、切回し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。

第8節 道路付属物復旧工

1. 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
2. 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より**指示**を受けるとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に**報告**しなければならない。

第9節 殻運搬処理工

1. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督員にその写しを**提出**しなければならない。
2. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

第 8 編 下水道編

第 10 章 立坑工

第1節 適用

本章は、立坑工として、管路土工、土留工、ライナープレート式土留工及び土工、鋼製ケーシング式土留工及び土工、地中連続壁工（コンクリート壁）、地中連続壁工（ソイル壁）、路面覆工、立坑設備工、埋物防護工、補助地盤改良工、立坑水替工、地下水低下工その他これらに類する工種について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準及びその他関係基準によらなければならない。

日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説	(平成21年)
日本下水道協会	小規模下水道計画・設計維持管理指針と解説	(平成16年)
日本下水道協会	下水道工事施工管理指針と解説	(平成元年)
日本下水道協会	下水道施設の耐震対策指針と解説	(平成18年)
日本下水道協会	下水道推進工法の指針と解説	(平成22年)
日本下水道協会	下水道排水設備指針と解説	(平成16年)

第3節 材料

受注者は、立坑工の施工に使用する材料については、施工前に監督員に**承諾**を得るとともに、材料の品質証明を整備、保管し、監督員から請求があった場合は遅滞なく**提出**しなければならない。

第4節 管路土工

管路土工の施工については、第8編第1章第4節 管路土工の規定によるものとする。

第5節 土留工

1. 受注者は、土留工の施工については、第8編第1章第8節 管路土留工、第3編1-10-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。
2. 受注者は、タイロッド・腹起あるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工に当たり、矢板の変状に注意し切梁・腹起等の撤去を行わなければならない。
3. 受注者は、掘削中、腹起・切梁等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。
4. 受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁のとりはずしの時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。
5. 受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。
6. 受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保

した上で作業を行わなければならない。

第6節 ライナープレート式土留工及び土工

10-6-1 ライナープレート式土留工及び土工

1. 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
3. 受注者は、ライナープレート式土留工の土留掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有無を**確認**しなければならない。

10-6-2 ガイドコンクリート、ライナープレート掘削土留

1. 受注者は、ライナープレート土留掘削にあたっては先行掘削になるため、地盤が自立しているかを**確認**し順次掘り下げていかねばならない。また、ライナープレートと地山との空隙を少なくするよう掘削しなければならない。
2. 受注者は、掘削を1リングごとに行い、地山の崩壊を防止するために速やかにライナープレートを設置しなければならない。
3. 受注者は、1リング組立完了後、形状・寸法・水平度・鉛直度等を**確認**し、ライナープレートを固定するため、頂部をコンクリート及びH鋼等で組んだ井桁による方法で堅固に固定し、移動や変形を防止しなければならない。
4. 受注者は、ライナープレートの組立において、継ぎ目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。また、土留背面と掘削壁との間にエアームタル等で間隙が生じないようにグラウト注入し固定しなければならない。
5. 受注者は、補強リングを用いる場合は、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組み立て、その後、下段のライナープレートを組み立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。

10-6-3 ライナープレート埋戻

受注者は、ライナープレートの埋戻の施工については、第8編第1章第4節 管路土工の規定によるものとする。

10-6-4 ライナープレート支保

受注者は、小判型ライナープレート土留の立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取り付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。

10-6-5 ライナープレート存置

受注者は、ライナープレート埋戻において、ライナープレートは存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取り外すこととし、その処置・方法については監督員と**協議**しなければならない。

10-6-6 安全対策

受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

第7節 鋼製ケーシング式土留工及び土工

10-7-1 鋼製ケーシング式土留工

1. 受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水位等を十分検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討のうえ、**施工計画書**に明記し監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、使用する土圧上載荷重等を十分検討し、施工しなければならない。
3. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留掘削に先行し、溝掘及び探針を行い、埋設物の有無を**確認**しなければならない。
4. 受注者は、鋼製ケーシング式土留工掘削において、地下水や土砂が底盤部から湧出のないようケーシング内の地下水位の位置に十分注意し、施工しなければならない。また、確実にケーシング内の土砂を取り除かなければならない。
5. 受注者は、底盤コンクリートの打設は、コンクリートが分離を起こさないように丁寧な施工を行わなければならない。

10-7-2 安全対策

受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで作業を行わなければならない。

第8節 地中連続壁工（コンクリート壁）

10-8-1 地中連続壁工（コンクリート壁）

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。

10-8-2 作業床、軌条

受注者は、作業床及び軌条の施工にあたっては、路盤状況によっては、碎石路盤を設けるなど、作業床及び軌条を堅固なものとしなければならない。

10-8-3 ガイドウォール

受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

10-8-4 連壁掘削

受注者は、連壁掘削を施工するに際して、土質に適した掘削速度で掘削しなければならない。また、掘削底面は平坦となるようにしなければならない。

10-8-5 連壁鉄筋

1. 受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしなければならない。
2. 連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。

10-8-6 連壁継手

第8編 下水道編

受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。

10-8-7 連壁コンクリート

1. 受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。
2. 打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上高く打ち込む等その対応をしなければならない。

10-8-8 プラント・機械組立解体

受注者は、安定液のプラント組立・解体に際して、プラントの移動が困難であることを考慮して、動線計画も考慮した位置にプラントの設置を行わなければならない。

10-8-9 アンカー

受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

10-8-10 切梁・腹起し

受注者は、切梁・腹起しの取り付けにあたり、各部材が一体として働くように締め付けを行わなければならない。

10-8-11 殻運搬処理

殻運搬処理については、第8編第9章第9節 殻運搬処理工の規定によるものとする。

10-8-12 廃液処理・泥土処理

廃液及び泥土処理については、第8編1-4-4 発生土処理の規定によるものとする。

10-8-13 コンクリート構造物取壊し

受注者は、構造物の取壊しにあたっては、下記による他、第3編1-9-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。

- (1) 振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。

第9節 地中連続壁工（ソイル壁）

10-9-1 ソイル壁

受注者は、地盤条件、施工条件に適した工法、資機材を用いて、十分な作業スペースを確保して、施工を行わなければならない。

10-9-2 作業床

受注者は、作業床の施工にあたり、路盤状況によっては砕石路盤を設けるなど、作業床を堅固なものにしなければならない。

10-9-3 ガイドトレンチ

受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重、隣接構造物との関

係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない

10-9-4 ソイル壁

1. 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び削孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。
2. 受注者は、オーバラップ配置の場合に、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに削孔しなければならない。
3. 受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心にして垂直に建て込まなければならない。
4. 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余堀り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。

10-9-5 プラント・機械組立解体

プラントの施工については、第8編10-8-8 プラント・機械組立解体の規定によるものとする。

10-9-6 アンカー

アンカーの施工については、第8編10-8-9 アンカーの規定によるものとする。

10-9-7 切梁・腹起し

切梁・腹起しの施工については、第8編10-8-10 切梁・腹起しの規定によるものとする。

10-9-8 殻運搬処理

殻運搬処理については、第8編第9章第9節 殻運搬処理工の規定によるものとする。

10-9-9 廃液処理・泥土処理

廃液及び泥土処理については、第8編1-4-4 発生土処理の規定によるものとする。

10-9-10 コンクリート構造物取壊し

コンクリート構造物取壊しについては、第8編10-8-13 コンクリート構造物取壊しの規定によるものとする。

第10節 路面覆工

路面覆工の施工については、第8編第1章第10節 管路路面覆工の規定によるものとする。

第11節 立坑設備工

受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、安全帯、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。

第12節 埋設物防護工

埋設物防護工の施工については、第8編第1章第9節 埋設物防護工の規定によるものとする。

第8編 下水道編

第13節 補助地盤改良工

補助地盤改良工の施工については、第3編1-7-9 固結工の規定によるものとする。

第14節 立坑水替工

立坑水替工の施工については、第8編第1章第12節 開削水替工の規定によるものとする。

第15節 地下水位低下工

地下水位低下工の施工については、第8編第1章第13節 地下水位低下工の規定によるものとする。